平成２８年（フ）第３１４号
岡山市北区芳賀1735番地320
債務者　谷口　賢二
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３９号
広島市南区大州２丁目11番12―304号
債務者　石丸　真寛
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森友　隆成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６０号
愛媛県松山市枝松５丁目３番31号　ビージョイマンション５号館907号
債務者　江戸いすず
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
鳥取県米子市米原１丁目４―20米原第２ビル302、住民票上の住所愛媛県四国中央市金生町山田井299番地
債務者　石川　達也
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３５号
茨城県鹿嶋市旭ケ丘１丁目２番地３（エスポワールＡ―101）
債務者　安重　松雄
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５４号
大阪府東大阪市新町８番24号　グレースハイツナカタニ　212号
債務者　井出　光則
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　幸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７号
群馬県桐生市広沢町３丁目4085番地
債務者　木暮　　実
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５９号
群馬県桐生市相生町２丁目545番地の１　金子住宅１号棟
債務者　星野　裕之
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１１号
兵庫県西宮市中殿町１番５―603号
債務者　かん栄堂こと　馬場　完次
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川元　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
大分県豊後大野市三重町市場2087番地１　阿南アパート206
債務者　中武　英隆
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　賢司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第１６０５号
横浜市港南区芹が谷１丁目12番13号
債務者　六本木　圭
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重野　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２４号
宮城県柴田郡大河原町大谷字原前34番地２　ＡＲＫ204号
債務者　岡崎　泰子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１９３号
山梨県笛吹市春日居町熊野堂247番地１、前住所山梨県甲州市塩山下於曽1491番地３
債務者　飯島　美恵（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係